

## 令和3年度畜産業振興事業の実施等について

### 1 事業実施主体の公募について

令和3年度畜産業振興事業については、公募要領に基づき、継続事業等を除く13事業について、令和3年1月15日から2月15日の間で事業実施主体の公募を実施し、3月10日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を书面開催して、事業実施主体の候補者を選定した。その後、3月11日に、事業実施主体候補者を決定し、結果の通知を行った。

事業実施主体候補者の公募の公告と、事業実施主体候補者の選定結果の公表については、機構のホームページ等により行っている。

#### 〔参考〕令和3年度公募対象事業

- 1 酪農経営支援総合対策事業
- 2 肉用牛経営安定対策補完事業
- 3 養豚経営安定対策補完事業
- 4 堆肥舎等長寿命化推進事業
- 5 国産畜産物安心確保等支援事業
- 6 家畜防疫互助基金支援事業
- 7 食肉流通改善合理化支援事業
- 8 畜産副産物適正処分等推進事業
- 9 畜産経営安定化飼料緊急支援事業
- 10 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
- 11 和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業
- 12 国産乳製品等競争力強化対策事業（令和2年度第3次補正）
- 13 肥育牛経営改善等緊急対策事業（令和2年度第3次補正）

※ 事業実施期間が複数年度にわたる事業（基金事業を含む。）については、当該実施期間の当初に公募を行い、原則として事業実施期間終了までその事業実施主体が継続して実施。

また、疾病や災害の発生、経済情勢等の急激な変化に対応する緊急対策事業については、公募によらず事業実施主体を特定して実施。

### 2 事業の審査・採択について

(1) 事業の円滑かつ早期の執行を図る観点から、事業実施要綱等を4月1日までに制定し、機構ホームページにて公表した。

また、事業実施計画の早期提出に向けた指導、ヒアリングを行っている。

(2) 事業の採択に当たっては、費用対効果分析又はコスト分析手法を適用している（詳細は、資料5-1を参照）。

(3) 令和3年度の審査・採択の状況は、別表のとおりである。

(別表)

## 令和3年度畜産業振興事業の審査・採択状況（令和3年5月末日現在）

「種類・件数」欄の○印は「費用対効果分析手法」、◇印は「コスト分析手法」、☆印は「目標設定・評価」、件数は交付決定又は事業実施計画の承認件数である。

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
加工原料乳等生産者経営安定対策事業	農協連等 生乳生産者	3月25日 実施要綱改正	◇
酪農経営支援総合対策事業	(一社)中央酪農会議 都道府県団体 (一社)酪農ヘルパー全国協会 (一社)家畜改良事業団 全国酪農業協同組合連合会 (一社)Jミルク	3月29日 実施要綱改正 4月12日 実施要領承認 4月13日 実施要領承認 4月14日 実施要領承認 4月26日 実施要領承認 5月27日 交付決定 5月31日 実施要領承認	◇ 1件
肉用牛経営安定対策補完事業	(一社)全国肉用牛振興基金協会 (公社)中央畜産会 都道府県団体 (一社)日本家畜商協会	3月26日 実施要綱改正 5月11日 実施要領承認	◇
養豚経営安定対策補完事業	(一社)日本養豚協会 (一社)全日本畜産経営者協会 都道府県団体 生産者集団(3戸以上)	3月22日 実施要綱改正	◇
堆肥舎等長寿命化推進事業	(一財)畜産環境整備機構 (公社)中央畜産会 全国農業協同組合連合会 全国酪農業協同組合連合会	3月29日 実施要綱改正 4月12日 実施要綱改正 5月24日 交付決定	◇ 1件
畜産高度化推進リース事業	(一財)畜産環境整備機構	3月29日 実施要綱改正	○◇
国産畜産物安心確保等支援事業	(一社)家畜改良事業団 (公財)日本食肉消費総合センター — (一社)日本食鳥協会 (公社)日本動物用医薬品協会	3月30日 実施要綱改正	◇

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
畜産特別支援資金融通事業	(公社)中央畜産会 都道府県団体	3月31日 実施要綱改正 5月19日 実施要綱改正	◇
家畜防疫互助基金支援事業	(公社)中央畜産会 都道府県団体	3月24日 実施要綱改正	◇
食肉流通改善合理化支援事業	(公社)日本食肉市場卸売協会(公財)日本食肉消費総合センター (一社)日本食鳥協会 全国食肉事業協同組合連合会 (一社)全国肉用牛振興基金協会 事業協同組合等	3月24日 実施要綱改正 4月8日 実施要領承認 4月16日 実施要領承認	○◇
畜産副産物適正処分等推進事業	(一社)日本畜産副産物協会	3月30日 実施要綱改正 4月2日 実施要領承認 4月5日 実施要領承認	◇☆
畜産経営安定化飼料緊急支援事業	協同組合日本飼料工業会 全国農業協同組合連合会	3月29日 実施要綱改正 4月6日 実施要領承認 4月12日 実施要領承認 5月21日 交付決定	◇ 1件
畜産経営災害総合対策緊急支援事業	(一社)中央酪農会議 都道府県団体 生産者集団(3戸以上) 農協連 (一社)日本養鶏協会 (一社)日本食鳥協会	3月26日 実施要綱改正 4月7日 実施要領承認 4月12日 実施要領承認 4月26日 実施要領承認 5月17日 交付決定	◇ 1件
酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業	(公社)中央畜産会	3月30日 実施要綱改正 5月14日 実施要領承認 5月31日 計画承認	○◇ 1件
和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業	(一社)全国肉用牛振興基金協会 (一社)日本家畜人工授精師協会 (一社)中央酪農会議	3月26日 実施要綱改正 4月19日 実施要領承認	◇☆
畜舎の建築基準等緊急調査推進事業	(公社)中央畜産会	3月25日 実施要綱改正	◇

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
野生イノシシ経口ワクチン緊急散布支援事業	(公社)中央畜産会	3月29日 実施要綱制定 4月12日 実施要領承認 5月10日 交付決定	◇ 1件
地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業	岐阜県食肉事業協同組合連合会	3月29日 実施要綱改正 5月20日 実施要領承認 5月31日 交付決定	◇ 1件
種豚等流通円滑化推進緊急対策事業	(一社)日本養豚協会 (公財)沖縄県畜産振興公社 農協等	3月22日 実施要綱改正	◇
国産乳製品等競争力強化対策事業	(一社)中央酪農会議 農協連 株式会社等	3月25日 実施要綱改正	◇☆
畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業	農協 農協連 乳業者等	3月29日 実施要綱改正	◇
肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業(融資準備財産)	(一社)全国肉用牛振興基金協会	3月25日 実施要綱改正	◇
畜産経営維持緊急支援資金融通事業(畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金)	(一社)畜産生産者団体協議会	3月25日 実施要綱改正 3月30日 計画承認	◇ 1件
食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業(貸付機械取得資金)	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	3月25日 実施要綱改正 3月30日 計画承認	◇ 1件
和牛肉保管在庫支援緊急対策事業	食肉事業者団体	3月31日 実施要綱改正 4月15日 実施要領承認 4月22日 実施要領承認 4月26日 実施要領承認 5月7日 実施要領承認	◇
肥育牛経営改善等緊急対策事業	(公社)中央畜産会 (一社)日本乳業協会 全国農業協同組合連合会 全国酪農業協同組合連合会 (一社)日本畜産副産物協会	3月25日 実施要綱改正 4月27日 実施要領承認 5月21日 実施要領承認 5月27日 交付決定	◇ 1件

事業名	事業実施主体名	審査状況	種類 件数
原皮需給安定緊急対策事業	(一社) 日本畜産副産物協会	3月29日 実施要綱改正 4月7日 実施要領承認	◇
優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	47 都道府県指定協会	3月24日 実施要綱改正 4月8日 実施要領承認 4月15日 実施要領承認 4月22日 実施要領承認 5月6日 実施要領承認 5月12日 実施要領承認 5月18日 実施要領承認	◇
肉用子牛流通円滑化緊急対策事業	都道府県団体等	3月26日 実施要綱改正 4月15日 実施要領承認 5月19日 実施要領承認 5月21日 実施要領承認	◇
発生畜産農場等経営継続対策事業	(一社) 中央酪農会議 都道府県団体等 農業協同組合等	3月25日 実施要綱改正 4月22日 実施要領承認	◇
牛肉需給安定緊急対策事業	食肉事業者団体	3月25日 実施要綱改正	◇

## 令和3年度畜産業振興事業の概要について

## 目 次

### 《畜産・酪農経営安定対策》

加工原料乳生産者経営安定対策事業	1
------------------	---

### 《その他対策》

酪農経営支援総合対策事業	2
肉用牛経営安定対策補完事業	4
養豚経営安定対策補完事業	5
堆肥舎等長寿命化推進事業	6
畜産高度化推進リース事業	7
国産畜産物安心確保等支援事業	8
畜産特別支援資金融通事業	9
家畜防疫互助基金支援事業	10
食肉流通改善合理化支援事業	11
畜産副産物適正処分等推進事業	12
畜産経営安定化飼料緊急支援事業	13

### 《緊急対策》

畜産経営災害総合対策緊急支援事業	14
酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業	15
和牛遺伝子資源流出防止対策緊急支援事業	16
畜舎の建築基準等緊急調査推進事業	17
種豚等流通円滑化推進緊急対策事業	18
野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業	19
和牛肉保管在庫支援緊急対策事業	20
原皮需給安定緊急対策事業	21
優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	22
肉用子牛流通円滑化緊急対策事業	23
発生畜産農場等経営継続対策事業	24
牛肉需給安定緊急対策事業	25

### 《令和2年度補正予算に係る対策等》

国産乳製品等競争力強化対策事業	26
畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業	27
肥育牛経営改善等緊急対策事業	28

# 加工原料乳生産者経営安定対策事業

## 1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度と併せて、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

## 2 事業の内容

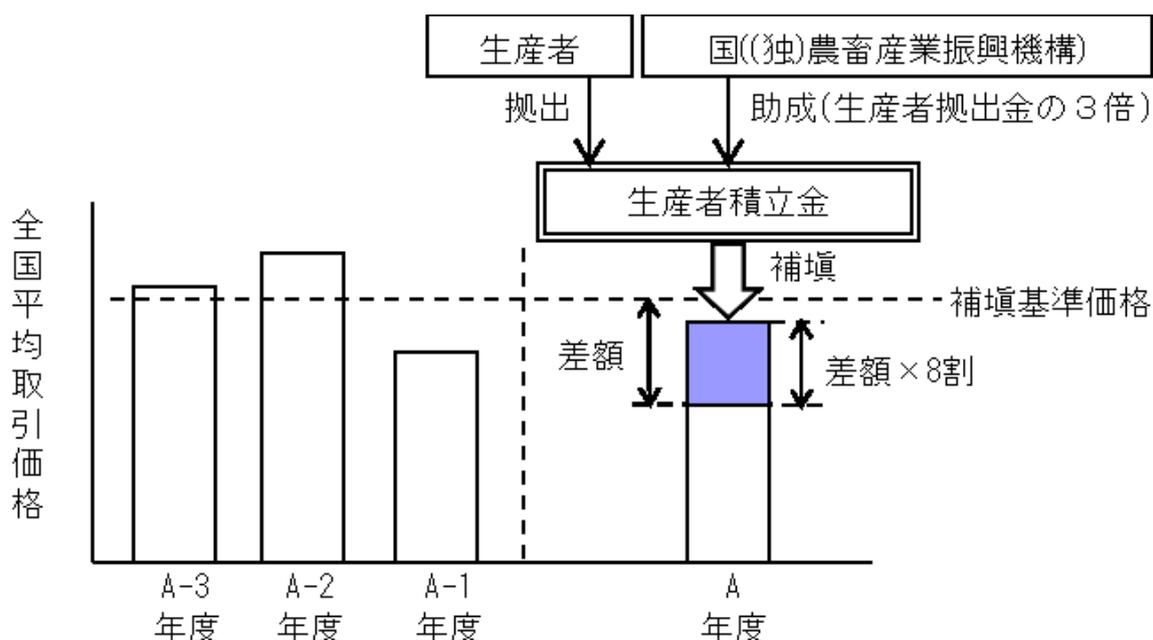
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付する。

- 3 事業実施主体
- 農業協同組合
  - 農業協同組合連合会
  - 生乳生産者

(参考)

基本的な仕組み

- ① 事業実施期間：令和3～5年度（3年間）
- ② 補填基準価格：全国の直近3年間の平均取引価格
- ③ 補填割合：補填基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の8割



# 酪農経営支援総合対策事業（拡充）

## 1 事業の目的

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、後継牛不足も深刻化するなど生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や乳用後継牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 中小酪農経営等の生産基盤維持・強化

#### ①後継牛確保のための環境整備

後継牛の育成等のための簡易畜舎整備、機器導入、つなぎ牛舎の改良、育成牛の事故率低減(ワクチン1千円/頭)、供用期間の延長支援(肢蹄保護、乳房炎ワクチン等、1千円/頭)、後継者への経営基盤強化(初妊牛導入5万円/頭)、暑熱ストレスの軽減、乳用牛の地域内継承・育成牛の地域内流通促進(奨励金3万2千円/頭)、増頭に必要な牛舎の空きスペースの簡易な整備、都府県の自家育成中小農家の生産基盤強化(自家生産子牛増頭5万円/頭)等の取組を支援する。

#### ②地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、(ア)経営離脱農家等を研修施設として活用した担い手の確保、(イ)将来にわたって持続可能な経営体の創出、(ウ)後継牛の地域内生産、(エ)後継牛育成のための広域預託を推進する取組等を支援する。

### (2) 酪農ヘルパーの利用拡大

①酪農ヘルパーの職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、人材コンサルタントの活用、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援する。

### (3) 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体等が行う「生乳流通合理化計画」等の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるために必要な補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援する。

### (4) 生乳需要基盤の確保の推進

国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者等への酪農理解醸成活動、牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求、生産者自らが製造する牛乳乳製品の需要拡大のための技術研修や販路拡大等の取組を推進する。

### (5) 乳用牛の計画的な改良・増殖の推進

牛群検定組合等が行う遺伝情報(SNP)データの収集等の取組、乳用牛の飼養管理に係る技術指導等を支援する。

- 3 事業実施主体 2の(1)の①及び(3) : (一社)中央酪農会議  
2の(1)の② : 全国酪農業協同組合連合会、  
(一社)中央酪農会議、(一社)家畜改良事業団  
2の(2) : 都道府県団体、(一社)酪農ヘルパー全国協会  
2の(4) : (一社)中央酪農会議、(一社)Jミルク  
全国酪農業協同組合連合会  
2の(5) : (一社)家畜改良事業団
- 4 所要額(補助率) 4,566百万円(定額、2/3、1/2、1/3以内)

# 肉用牛経営安定対策補完事業（拡充）

## 1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、繁殖雌牛の増頭の取組や遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、交雑種雌牛を活用した和子牛生産（一産取り肥育）の普及・定着、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

## 2 事業の内容

### （1）肉用牛生産基盤強化対策

- ① 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な経営体の育成を支援する。  
増頭奨励金：8万円/頭、10万円/頭（能力の高い牛）
- ② 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛の導入を支援する。  
導入奨励金：多様性 6万円/頭、9万円/頭（希少系統）  
優 良 4万円/頭、5万円/頭（能力の高い牛）（R3年度も延長）
- ③ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎（育成牛の簡易牛舎を含む） や子牛の健康維持に資する器具機材等の整備に対して支援を行う。
- ④ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。
- ⑤ 多様な担い手の育成を支援する。
- ⑥ 特定地域における肉用牛の処理を支援する。
- ⑦ 一産取り肥育の普及・定着に向けた取組を支援する。
- ⑧ 和牛精液等の流通管理を周知・徹底する取組を支援する。

### （2）地方特定品種並びに離島等及び山振地域の肉用牛振興対策

- ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用の拡大、飼養頭数の増頭等を推進するための取組を支援する。
- ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。

### （3）肉用子牛流通等対策

- ① 家畜商組合等が行う、金融機関から借り入れた資金を活用した肉用子牛等の預託を促進するための奨励金を交付する。
- ② 家畜商組合等が借り入れる預託牛の導入資金に係る債務保証及びその代位弁済を行う取組等を支援する。
- ③ 肉用牛の購入先の多様化を図るため、生産者が遠隔地の肉用牛を購入することをサポートする仕組みの構築を支援する。

## 3 事業実施主体

- 2の（1）及び（2）：（一社）全国肉用牛振興基金協会、（公社）中央畜産会、都道府県団体、全国肉牛事業協同組合
- 2の（3）：（一社）日本家畜商協会、中小企業等協同組合

## 4 所要額（補助率） 3,636百万円（定額、1／2以内等）

# 養豚経営安定対策補完事業

## 1 事業の目的

我が国の養豚経営においては、生産効率を高める観点から、3品種（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種）の交雑により生産された肉豚が多く用いられている。

養豚は輸入飼料への依存度が高く、国際競争が激化する環境の中で、我が国の養豚を発展させていくためには、3品種の原種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上とその効率的な利用が重要な課題の一つとなっている。

また、養豚経営の安定を図るためには、人工授精の普及や肉豚等の飼養管理技術の向上などにより、更なる生産性の向上及び生産コスト削減を図っていく必要がある。

このため、地域における種豚等の能力向上に必要な純粋種豚等の導入や肉質関連遺伝子の検査、飼養管理技術の向上など生産性向上や生産コスト削減の取組を推進し、養豚経営の体質強化を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 地域肉豚能力向上支援

地域の生産者集団等において、産子数や飼料効率の向上などによる生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚等の導入及び異常肉の発生を防ぐための遺伝子検査をする際の経費の一部を支援する。

(純粋種豚等の導入の補助上限)  
純粋種豚導入は10万円/頭、広域的な共同利用に資する海外純粋種豚は40万円/頭、精液導入は1万円/本。  
F1母豚導入は2万円/頭（一経営体当たり30頭）。

### (2) 生産性向上支援

肉豚等の生産性向上や生産コストの削減の観点から、飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催、先進的な経営改善の取組の普及活動に対して支援する。

3 事業実施主体 (一社) 日本養豚協会、都道府県団体、農協連、農協、生産者団体(3戸以上)等

4 所要額(補助率) 200百万円(定額、1/2以内)

# 堆肥舎等長寿命化推進事業（拡充）

## 1 事業の目的

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）の長寿命化等を支援することにより、我が国畜産の発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 家畜排せつ物処理施設の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援

家畜排せつ物処理施設（汚水処理施設、脱臭施設を含む）の長寿命化のため地域の实情に応じて補修の実証を行う取組や、遮水シート等を利用した簡易な堆肥化処理施設を実証的に整備し、その整備方法・効果等を地域に普及する取組を支援する。

### (2) 家畜排せつ物処理施設の適正規模の簡易算定・普及

増頭に必要となる家畜排せつ物処理施設の規模を事前に把握し、畜産環境に配慮した健全な経営発展を実現することを目的として、家畜排せつ物処理施設の規模から適正に処理できる飼養頭数を簡易に算定する新たなシステムを構築及び普及する取組を支援する。

### (3) 畜産環境対策の推進支援

家畜排せつ物の利活用や悪臭防止や汚水処理などに係る調査・情報収集、畜産農家等の関係者への普及等を行う。

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 3 事業実施主体   | 2の(1)：全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組連合会 |
|            | 2の(2)：(一財) 畜産環境整備機構           |
|            | 2の(3)：(公社) 中央畜産会              |
| 4 所要額（補助率） | 222百万円（定額、1／2以内）              |

# 畜産高度化推進リース事業

## 1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入を、リース方式で支援することにより、我が国畜産産業の安定的発展を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 畜産環境対策リース事業

畜産農家等に対して、家畜排せつ物の適切な処理や新たな飼養衛生管理基準への対応に必要な施設等の貸付を行う。保証保険料及び損害保険料を支援する。

### (2) 畜産整備リース事業

畜産農家等に対して、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸付を行う。

### (3) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

### (4) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

## 3 事業実施主体 (一財) 畜産環境整備機構

## 4 貸付枠 2, 800百万円 (うち畜産環境対策リース事業 600百万円)

# 国産畜産物安心確保等支援事業

## 1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、口蹄疫、豚熱や鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及等を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

### (2) 緊急時生産流通体制支援事業

#### ① 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

鳥インフルエンザや自然災害の発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組を支援する。

#### ② 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報の収集及び消費者への普及を支援する。

### (3) 海外流行疾病侵入時対応強化事業

海外の流行疾病が国内へ侵入した場合に、必要な動物用医薬品を迅速に開発・供給できる体制を整備するため、海外の流行疾病に対する我が国の動物用医薬品の有効性等に関する情報を解析・提供するとともに、動物用医薬品の原材料供給国関係者とのネットワーク構築等を支援する。

## 3 事業実施主体

- 2の(1) : (一社) 家畜改良事業団
- 2の(2)の① : (一社) 日本食鳥協会
- 2の(2)の② : (公財) 日本食肉消費総合センター
- 2の(3) : (公社) 日本動物用医薬品協会

## 4 所要額(補助率) 422百万円(定額、1/2以内)

# 畜産特別支援資金融通事業

## 1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支援する。

## 2 事業の内容

### (1) 畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

- 貸付条件（利率は令和3年5月19日現在）

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内	25年以内		
	養豚	7年以内	15年以内		
	うち据置期間	3年以内	5年以内		
貸付利率		0.30%以内			

注：経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和4年度のみ。

- 融資枠(平成30～令和4年度)500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

### (2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要の低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

- 貸付条件（利率は令和3年5月19日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人:2,000万円 法人:8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛6.5万円、肥育豚1.3万円、繁殖豚2.6万円、家きん5.2万円、繁殖用めん羊及び山羊1.3万円	
償還期限	7年以内		
	うち据置期間 3年以内		
貸付利率	0.80%以内		

- 融資枠(平成29～令和3年度)50億円
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

### (3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

- 事業実施期間 令和2～4年度

## 3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

## 4 所要額 911百万円

# 家畜防疫互助基金支援事業

## 1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝播力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重要な影響を及ぼす。平成30年9月に我が国では26年ぶりとなる豚熱の発生が確認された。また、平成30年8月には、中国においてアジアで初となるアフリカ豚熱の発生が確認され、その後、アジア各国へ発生が拡大している中、中国から旅客の携帯品として不法に持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出される事例も複数確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザについては、平成28年度及び平成29年度に我が国で発生したほか、令和2年度においても発生が続いている。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、経営再開までに必要な経費等を相互に支援するため、生産者が自ら基金を造成するとともに、伝染病発生時に本基金からの交付とALICからの交付を合わせた互助金を交付することにより、より一層の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促し、もって畜産の安定的な発展を図る。

## 2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

## 3 事業実施主体

(公社) 中央畜産会、(一社) 日本養鶏協会

## 4 基金規模

5,511百万円(うち国費1/2以内)

※ 国費分については、対象疾病が発生し、互助金を交付する必要がある場合、ALICが支出

## 5 事業実施期間

令和3年度～令和5年度

## 6 所要額(補助率)

92百万円(定額)

# 食肉流通改善合理化支援事業

## 1 事業の目的

国産食肉と輸入食肉との一層の競合が増す中で、消費者の低価格志向、肉用牛資源の減少による仕入れ価格の上昇、深刻な労働力不足など、国産食肉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産食肉の新需要の創出等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 食肉流通施設等設備改善支援事業

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、環境対策、HACCP 導入義務化を見据えた衛生管理の高度化及び省力化に必要な設備の導入を支援する。

### (2) 食肉卸売経営に対する民間融資の円滑化

資金調達手段に乏しい中小食肉卸売業者等に対する民間融資の円滑化を図るため、民間融資機関に対する信用力の強化を図る。

### (3) 食肉流通経営体質強化促進事業

食肉流通経営の体質強化を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナーの開催、低利資金の融通、生産者との連携強化、食肉取引の円滑化、食肉卸売市場の決済機能の強化、品質管理の高度化を図る取組等を支援する。

### (4) 国産食肉等新需要創出緊急対策事業

国産食肉等の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった加工品の試作や販路開拓等の取組を支援する。

## 3 事業実施主体

- 2の(1) : 農業協同組合、民間団体等
- 2の(2) : 全国食肉業務用卸協同組合連合会等
- 2の(3) : (公社)日本食肉市場卸売協会、食肉流通事業組合等
- 2の(4) : 食肉流通事業組合等

- 4 所要額(補助率) 3,696百万円  
(定額、2/3以内、1/2以内、1/5以内、1/10以内)

# 畜産副産物適正処分等推進事業

## 1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、牛由来肉骨粉・せき柱について、食用・飼肥料等としての利用が禁止された。

その結果、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かすおそれが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うとともに、有効利用を促進することにより、と畜機能の維持及び食の安全・安心の確保を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 肉骨粉適正処分対策事業

牛肉骨粉の適正処分の推進のため、レンダリング業者における牛肉骨粉の製造経費・セメント業者・廃棄物処理業者における焼却処分経費等を助成する。

### (2) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱の食品・飼料等としての流通を防ぐため、牛せき柱の分別管理体制を整え、適切に牛せき柱を除去・管理している食肉事業者に対して、促進費を支援する。

### (3) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の需給調査や、肉骨粉の用途拡大の検討等を支援する。

## 3 事業実施主体 (一社) 日本畜産副産物協会

## 4 所要額 (補助率) 5, 873百万円 (定額、10/10以内、1/3以内)

# 畜産経営安定化飼料緊急支援事業

## 1 事業の目的

畜産経営の安定・競争力の強化を図る上で、畜産物生産費の大宗を占める配合飼料費の低減を図ることが重要である。

このような中、農業競争力強化支援法が施行され、本法において、農業者の努力だけでは実現できない良質で低廉な農業資材の供給等に向けた構造的な課題を解決するため、配合飼料製造業などの農業生産資材事業者の事業再編の促進が位置付けられたところである。

このため、配合飼料製造業における配合飼料製造・供給コストの低減の取組を推進し、配合飼料費低減等による畜産経営の安定・競争力強化を図る観点から、配合飼料製造業関係者における検討、設備導入及び施設廃棄等の取組を支援する。

## 2 事業の内容

(1) 工場の再編・合理化等の配合飼料製造・供給コストの低減に向けた関係者による検討、計画策定の取組等を支援する。

(2) 令和2年3月31日までに農業競争力強化支援法に基づき農林水産大臣の認定を受けた事業再編計画により実施する工場の再編・合理化等に伴う、

① 設備導入に必要な資金の借入れに対する金利相当額の一部(利子助成率1.25%以内)

② 施設廃棄等に必要な費用の一部を支援する。

## 3 事業実施期間 平成28年度～令和3年度

(2の(2)の①の金利相当額の支援は令和7年度まで)

## 4 事業実施主体 協同組合日本飼料工業会、全国農業協同組合連合会

## 5 所要額(補助率) 149百万円(定額、1/3以内)

# 畜産経営災害総合対策緊急支援事業

## 1 事業の目的

令和2年度の7月豪雨等により、畜舎等の一部損壊や機器の故障、停電による家畜の損耗、自給飼料の生育不良や倒伏、冠水などの被害が発生したことを受け、被災した畜産農家の経営継続のため、簡易畜舎の整備、被災畜舎・機械等の補改修、一時的な家畜の避難、家畜の再導入、乳用牛の乳房炎対策、停電対策、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進資材や不足する自給飼料の代替粗飼料の共同購入等を支援する緊急対策を講じるとともに、停電時においても家畜の生命維持や生乳の生産・流通等に必要な機械を稼働させるための非常用電源の整備等を支援し、畜産物生産の安定化に資することとしたところである。

これらの支援について、畜産農家の被災状況、資材等の確保に要する期間、自給飼料の収量減少等の影響を受ける期間を踏まえ、令和3年度においても継続して実施する。

## 2 事業の内容

- (1) 酪農経営災害緊急支援対策事業
- (2) 肉用牛経営災害緊急支援対策事業
- (3) 養豚経営災害緊急支援対策事業
- (4) 家きん経営災害緊急支援対策事業

[ (1) ~ (4) に係る事業内容 ]

### ① 災害緊急支援

- i) 簡易畜舎の整備、畜舎・飼養管理機械等の補改修、土砂・がれき等の撤去<sup>※1</sup>等に対する支援
- ii) 緊急的な家畜の避難等に要する経費に対する支援<sup>※1</sup>
- iii) 繁殖用家畜の導入に対する支援
- iv) 乳房炎対策等に対する支援<sup>※2</sup>
- v) 停電・給水対策に対する支援<sup>※1</sup>

### ② 非常用電源の整備に対する支援<sup>※1</sup>

## (5) 粗飼料確保緊急対策事業

- ① サイレージの品質低下防止対策に対する支援
- ② 代替粗飼料の共同購入に対する支援

※1 (4) 家きん経営災害緊急支援対策事業では、土砂・がれき等の撤去、停電対策、非常用電源の整備に対する支援を実施。また、令和2年から3年までの大雪被害による被災、令和3年2月の福島県沖地震については、家きん経営災害緊急支援対策事業において、鳥インフルエンザの侵入防止を図るため、畜舎等の補改修、緊急的な家畜の避難等に対する支援も実施。

※2 乳房炎対策等に対する支援は、(1) 酪農経営災害緊急支援対策事業でのみ実施

## 3 事業実施主体

- 2の(1) : (一社) 中央酪農会議
- 2の(2) : 都道府県団体等
- 2の(3) : 一般社団法人、一般財団法人、農協連、農協、生産者団体(3戸以上)等
- 2の(4) : (一社) 日本養鶏協会、(一社) 日本食鳥協会
- 2の(5) : 一般社団法人、一般財団法人、農協連、農協、生産者団体(3戸以上)等

## 4 所要額(補助率) 4,603百万円(定額、1/2以内)

# 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業

## 1 事業の目的

酪農は、搾乳や飼料給餌などの周年拘束性が高く、労働負担が大きい作業が多く、政府の「働き方改革」の趣旨を踏まえ、平成28年に取りまとめられた農業競争力強化プログラムにおいて、酪農家の働き方改革を短期・集中的に支援することとされた。この実現のためには、省力化機械装置の整備や協業化の推進等により酪農家の労働条件を改善し、酪農家の継続的な営農環境を整え、生乳生産基盤を維持・強化することが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備に対する支援、複数の酪農家が搾乳作業等をまとめて省力的に実施するための集合搾乳施設の整備及び乳用後継牛の育成を担う預託施設の機器整備等を緊急対策として支援することで、働き方改革の実現の一層の加速化を図る。

## 2 事業の内容

地域の酪農家等、酪農関係者が参画する協議会において、労働負担軽減、集合搾乳施設整備及び預託育成施設の整備を図る計画が策定された場合、当該計画の実現のため、以下の取組を支援する。

### (1) 省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備

酪農を営む者に対し、その実情に応じた労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援する。

### (2) 集合搾乳施設の整備

複数戸の酪農家が協業し、搾乳作業などの作業を集中管理するモデル的な集合搾乳施設の設置を支援する。

### (3) 預託施設の機器等の整備

乳用後継牛の育成を担う預託施設に対し、乳用後継牛の受入体制を強化するため、預託施設の機器整備等を支援する。

## 3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

## 4 所要額 (補助率) 5, 500百万円 (定額、1/2以内)

# 和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業

## 1 事業の目的

和牛は、改良機関や生産者など多くの関係者が長い年月をかけて育種改良してきた我が国固有の肉専用種であり、その精液や受精卵等は、国内関係者の理解の下、国内での活用を基本として、海外への不正流出を防ぐための取組が進められてきた。

平成 30 年に和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出された事案を受け、可及的速やかに和牛遺伝資源の管理の徹底を図るべきとの社会的要請が高まっており、令和 2 年 10 月に施行した「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に基づき、早急に和牛遺伝資源の管理体制を強化していく必要がある。

このため、和牛遺伝資源の不適切な流通の防止及び知的財産としての価値の保護の観点から、精液や受精卵の流通・利用の把握能力を高めるための対策や、和牛遺伝資源のトレーサビリティを確保するための取組への支援等を緊急的に措置することにより、我が国の貴重な財産ともいえるべき和牛遺伝資源の海外への流出防止に資する体制を強化し、我が国肉用牛生産の持続的な発展を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 和牛精液等流通管理システム構築支援

各地域で、家畜人工授精所等における精液等の出入庫、利用・保管状況を管理するためのシステム構築に向けた取組を支援する。

### (2) 和牛精液等関連情報表示適正化支援

問題発生時における和牛精液等の追跡可能性を確保するため、精液等の容器（ストロー）に関連情報（種雄牛名、採取年月日等）を表示するための取組を支援する。

### (3) 家畜人工授精業務等実務者資質向上支援

家畜人工授精業務等実務者（家畜人工授精師や獣医師）に対し、関連法令や和牛遺伝資源の重要性、関連技術に関する知識の習得等を通じ、ステータスの確保・向上を図るための取組を支援する。

### (4) 和牛受精卵移植支援

契約により国内利用に限るなどの制限が付された和牛受精卵を、乳用牛へ移植する取組を支援する。

## 3 事業実施主体

2の(1)及び(2) : (一社) 全国肉用牛振興基金協会

2の(3) : (一社) 日本家畜人工授精師協会

2の(4) : (一社) 中央酪農会議

## 4 所要額（補助率） 2, 065百万円（定額、1/2以内）

# 畜舎の建築基準等緊急調査推進事業

## 1 事業の目的

令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画において、農林水産省は、国土交通省と連携して、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について、令和元年6月の規制改革実施計画に基づき設けられた「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」の令和2年5月の「中間取りまとめ」の内容を実現するため、令和3年上期までに所要の法律案を整備し、これと並行して、法律案に含まれるソフト基準及びハード基準の具体的内容について、「中間取りまとめ」の内容を実現するため検討を行い、令和4年までに結論を得ることとされた。

このため、建築の専門家や畜産関係者等から構成される委員会の開催、必要な調査等を実施し、対応について検討を行う。

## 2 事業の内容

- (1) 新たな畜舎の建築基準のあり方に関する検討委員会及び専門委員会の開催  
委員会開催のための経費を支援する。
- (2) 調査・実験  
国内外における畜舎構造の現地調査、新基準に係る調査・実験等を支援する。

## 3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

## 4 所要額 (補助率) 26百万円 (定額)

# 種豚等流通円滑化推進緊急対策事業

## 1 事業の目的

令和元年10月、特定家畜伝染病防疫指針を改定し、国内で発生している豚熱の感染拡大防止対策として、豚への予防的ワクチン接種を可能とするとともに、ワクチン接種地域外への豚や精液等の流通に制限がかかることとなった。

これに伴い、ワクチン接種地域外では、地域内からの種豚や精液の入手が困難となり、豚の遺伝資源が不足し、地域外での肉豚の生産に影響が及ぶおそれがある。

こうした影響を低減し、肉豚生産や種豚改良が円滑に行われるための事業に対して補助し、もって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 種豚・精液の新たな供給拠点の整備等

種豚業者等が、地域外に新たに種豚・精液の供給拠点を新設等する取組や凍結精液の供給を行う機能を新たに付加するために施設を増改築等する取組、あるいは遺伝資源の保存・供給を目的として凍結精液等を製造・保管するための機器導入や作成を委託する取組に対して支援する。

### (2) 出荷が困難となった肥育素豚の追加的な飼養

地域外の肥育農場に肥育素豚を出荷出来なくなった地域内の繁殖農場において、肥育素豚を飼養するための簡易豚舎を設置する取組等に対して支援する。

### (3) 日本固有品種等の避難

沖縄県内で飼養されているアグー豚の純粋種等を豚熱等の感染リスクの低い農場へ避難させる取組に対して支援する。また、アグー豚の純粋種の沖縄県内の離島への避難に限り、当該避難に緊急的に必要となる避難用豚舎を新設等する取組に対して支援する。

3 事業実施主体 (一社) 日本養豚協会、(公財) 沖縄県畜産振興公社、農協等

4 所要額(補助率) 510百万円(定額、1/2以内、10/10)

# 野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業

## 1 事業の目的

野生イノシシを介した豚熱のまん延防止を図るため、平成31年3月から岐阜県及び愛知県で経ロワクチンの散布を開始し、豚熱陽性イノシシの確認とともに対象地域を26都府県に拡大してきたところ。

経ロワクチンの散布は、EUのガイドラインを参考に実施しており、これまでに免疫獲得有効性を確認しており、我が国の自然条件等を踏まえた効率的かつ効果的な散布方法を確立することが課題となっている。

このため、従前の散布方法から効率的かつ効果的なものに見直しを図り実証するとともに、これら作業の省力化のためドローンやベイトステーション（給餌器）等の活用を支援する必要がある。

## 2 事業の内容

### (1) 経ロワクチンの導入支援

全国協議会が行う、経ロワクチンの導入・保管の取組を支援する。

### (2) 経ロワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援

都府県協議会が行う、経ロワクチンの散布地点の選定（餌付け）・散布・回収に必要な実証の取組を支援する。

### (3) 経ロワクチンの散布の省力化支援

都府県協議会が行う、ドローンやベイトステーション（給餌器）等を活用した散布方法の省力化を図るための取組を支援する。

## 3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

## 4 所要額（補助率） 1,053百万円（定額）

# 和牛肉保管在庫支援緊急対策事業

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、インバウンドや外食の需要が大幅に低下したことにより、和牛肉の需要が低下し、価格が急落している。

これに伴い、和牛肉在庫が積み上がっており、この状況が続けば、と畜場への出荷の停滞が懸念され、肥育農家や繁殖農家にも悪影響が及ぶ恐れがある。

このため、販売促進に取り組む食肉卸売事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により積み上がった在庫の保管料等を支援することにより、和牛肉の円滑な流通を図る。

併せて、販売促進計画に基づき実際に販売した場合には、その実績に応じて奨励金を交付する。

## 2 事業の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により積み上がった和牛肉の在庫の解消を図るため、販売促進計画を作成した食肉卸売事業者に対し、当該在庫の保管経費（凍結料、保管料、金利等）を支援する。
- (2) 併せて、販売促進計画に基づき実際に販売した場合には、その実績に応じて奨励金を交付することを通じ、在庫の解消に向けた取組を支援する。

3 事業実施主体 食肉事業者団体

4 所要額（補助率） 49,986百万円（定額）

5 事業実施期間 令和2～令和4年度

# 原皮需給安定緊急対策事業

## 1 事業の目的

食肉の生産に伴い必然的に発生する畜産副産物のうち、特に、豚及び牛の原皮については、その多くが海外に輸出されている状況にある。

しかし、今般、世界的な新型コロナウイルスのまん延により、皮革製品の需要が米国・欧州で大きく低下していることから、我が国の原皮の主な輸出国であるタイの原皮需要が停滞し、国内の原皮業者の在庫量が増加している状況にある。

このような状況が続けば、原皮業者の在庫能力を超え、と畜場に原皮が滞留し、原皮の流通や安定したと畜場機能に悪影響を及ぼすことが懸念される。

このため、輸出できなかった原皮の保管・処理を支援するとともに、原皮の新規用途開発及び原皮の販売・処理の双方に対応した選別体制の強化を推進することにより、原皮の輸出基盤を維持するとともに、国内における牛原皮の需要拡大及び流通の円滑化を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 原皮需給安定対策

輸出できなくなった原皮について、外部での一時保管・長期保存が可能な高度処理（ウェットブルー加工）を行う取組を支援する。それらの取組を行っても輸出先が確保できない原皮等について、焼却処理を行う取組を支援する。

### (2) 牛原皮流通安定化対策

原皮業者がメーカー等と連携し、牛原皮の新規用途を開発するための取組を支援する。原皮業者が産業廃棄物処理業許可を新たに取得し、原皮の販売・処理の双方に対応した選別体制を強化する取組を支援する。

## 3 事業実施主体 (一社) 日本畜産副産物協会

## 4 所要額（補助率） 1, 500百万円（定額）

# 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響による肉用子牛価格の低下により、生産者の意欲が低下し、肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援する。

## 2 事業の内容

肉用子牛の品種区分ごとの全国平均価格（月別）が、発動基準（下表）を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー8つのうち3つ以上行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付する。

品種区分	発動基準① (奨励金単価：1万円/頭)	発動基準② (奨励金単価：3万円/頭)
黒毛和種	60万円	57万円
交雑種	30万円	29万円
乳用種	18万円	17万円

注：発動基準は消費税込価格

※本対策は、新型コロナウイルス感染症に係る肉用牛肥育経営向けの支援策（牛マルキンの生産者負担金の納付猶予措置等）が終了した月をもって終了する。

3 事業実施主体 47都道府県指定協会

4 所要額（補助率） 500百万円（定額）

# 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、肉用子牛の出荷の停滞が懸念されるため、生産者のやむを得ない計画出荷に係る掛かり増し経費を支援する。

## 2 事業の内容

生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷調整を行う場合、計画出荷に係る掛かり増し経費（飼料費等）を支援する。

## 3 事業実施主体 都道府県団体等

## 4 所要額（補助率） 32百万円（定額）

# 発生畜産農場等経営継続対策事業

## 1 事業の目的

農場の経営者等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合、経営者等が一定期間隔離され、家畜の飼養管理や搾乳等が困難となり、家畜が飼養できなくなるなどの恐れがあるため、代替要員の派遣や家畜の公共牧場への避難等を支援する。

## 2 事業の内容

### (1) 代替要員の派遣等に対する支援

発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)の派遣等を支援する。

### (2) 家畜の公共牧場等への緊急避難、委託管理等に対する支援

発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援する。

### (3) 農場等清浄化・感染拡大防止に向けた消毒等経費に係る支援

発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援する。

### (4) 出荷できない生乳に対する支援

乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援する。

## 3 事業実施主体 (一社) 中央酪農会議、都道府県団体等、農業協同組合等

## 4 所要額(補助率) 77百万円(定額)

# 牛肉需給安定緊急対策事業

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食等向けの牛肉需要の減少が生じるおそれがある。輸入冷蔵牛肉は、賞味期限が短く、国内需要の減少にかかわらず国内に速やかに供給されることから、我が国国内の牛肉需給の緩和による国内牛肉相場の変動、ひいては牛肉産業全体への影響が懸念される。

このことから、新型コロナウイルス感染症の影響により販売が困難となると見込まれる輸入冷蔵牛肉を対象に凍結及び保管に係る経費を支援することにより、国内牛肉需給の安定を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 牛肉凍結支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により販売が困難となると見込まれる通関前の輸入冷蔵牛肉の凍結を支援する。

(支援単価：ロイン100円/kg以内、ロイン以外30円/kg以内)

(令和3年1月1日から6月30日までの凍結分が対象)

### (2) 牛肉保管経費等支援事業

(1)の事業により凍結された牛肉の冷凍保管を支援(1か月間以上の保管の場合)する。

(支援単価：半月当たり1円/kg)

(令和3年1月1日から7月31日までの保管分が対象)

3 事業実施主体 食肉事業者団体

4 所要額(補助率) 1,408百万円(定額)

5 事業実施期間 令和2～令和3年度

# 国産乳製品等競争力強化対策事業

## 1 事業の目的

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、国産チーズの競争力を高めるため、原料面での生乳の高品質化の取組の強化、製造面でのコスト低減と品質向上・ブランド化等を推進する必要がある。

このため、国産チーズの品質向上及び競争力強化を図るため、チーズ向け生乳の品質向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援する。

## 2 事業の内容

### (1) 国産チーズ生産奨励事業

チーズの味や歩留まりに影響する生乳について、酪農家の実需者が求める高い品質を確保するため、更なる飼養管理の高度化や乳質管理に取り組む費用の一部を支援するとともに、国産チーズ増産に向けた取組を支援する。

### (2) 国産チーズ競争力強化支援対策事業

#### ① 国産チーズ品質向上・ブランド化支援

国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外研修会への参加、ブランド化のための国内コンテストの開催、国際コンテストへの参加等を支援する。

#### ② 国産チーズの消費拡大支援

国産チーズの消費拡大を図るため、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、国内又は海外でのチーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化を支援する。

3 事業実施主体 農業協同組合、農業協同組合連合会  
一般社団法人、一般財団法人等

4 所要額（補助率） 5, 599百万円（定額、1/2以内）

# 畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業

## 1 事業の目的

平成30年北海道胆振東部地震において、北海道全域にわたる大規模な停電が発生し、畜産物処理加工施設の稼働が停止したことにより、出荷先を失った酪農家の生乳や、乳業工場に保管されていた乳製品等に加え、処理加工・保管していた食肉が廃棄されるという事態が生じた。

生産者が将来にわたり安心して生産に取り組む環境を整え、国民への食料の安定供給を確保していくためには、このような大規模な停電が発生した場合においても、畜産物処理加工施設の安定的な稼働が可能となる体制を緊急に構築する必要がある。

このため、巨大地震等により、大規模な停電が発生した場合においても、畜産物処理加工施設の安定的な稼働が可能となるよう、非常用電源設備の導入を支援する。

## 2 事業の内容

### (1) 乳業工場

大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる施設として、生産者団体と乳業者等の地域の関係者が連携して策定した停電時の対応計画に位置付けられた乳業工場に対し、非常用電源設備の導入を支援する。

### (2) 食肉処理施設

大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる施設として、都道府県が選定したものであって、停電時の対応計画を作成している産地食肉センターに対し、非常用電源設備の導入を支援する。

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| 3 事業実施主体   | 民間団体等               |
| 4 所要額（補助率） | 474百万円（1／2以内、1／3以内） |
| 5 事業実施期間   | 令和3～令和4年度           |

# 肥育牛経営改善等緊急対策事業

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う価格・需要の変動により、厳しい環境に置かれている肥育経営等に対し、コスト低減等の経営体質の強化等に資する取組を支援する。

## 2 事業の内容

### (1) 肥育経営等への支援

経営体質の強化に資する取組メニューに取り組んだ畜産農家に対する出荷頭数に応じた奨励金（2万円/頭）の交付等を行う。

※畜産農家への対策は、新型コロナウイルス感染症に係る畜産支援対策として実施している牛マルキンの生産者負担金の納付猶予措置が終了した月をもって終了する。

### (2) 乳業者等への支援

高い在庫水準にある国産脱脂粉乳・バターの需要拡大を図るための取組を支援する。

## 3 事業実施主体

2の(1)：(公社)中央畜産会

2の(2)：(一社)日本乳業協会、全国農業協同組合連合会、  
全国酪農業協同組合連合会

## 4 所要額（補助率） 17,582百万円（定額、1/2以内）